

長岡京市公共施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月9日改定

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。）において示されたガイドラインの作成の求めに応じ、公共施設における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、（施設名）の規模や事業の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該（施設名）の職員（委託や指定管理者等の職員を含む）や出入りする民間事業者及び来館者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、開館に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で飲食や会話（大声を出す場を含む）がどこにあるかなどを評価する

③ 集客施設のリスク評価

活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるか、県域を越えての来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるか、これまでの実績などを踏まえて、改めて評価する

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある

4. （貸室・イベント・講座等）の実施に際して講じるべき具体的な対策

① 総論

- 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である
 - ・人と人の接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安）することが求められる
- 感染防止のためには、入場者の制限を実施することも必要であり、以下のような手段が考えられる
 - ・来館可能時間、来館可能者数の制限、入館の順番待ちの列の整理
 - ・館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する）
- 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業内容は中止又は延期とする
- 感染拡大の予防対策に関して、また、感染の疑いのある者が発生した場合において、速やかな連携が図れるよう、地域内の保健所との連絡体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重に徹底したリスク回避の対応策を検討する

② 来館者の安全確保のために実施すること

- 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、以下の場合に入館を制限する。
 - ▶風邪の症状等があった場合
 - ▶息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある場合

- ▶軽度であっても咳や咽頭痛などの症状がある場合
 - ▶過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問したことがある場合
 - ・来館前に、上記の症状等がある場合には、来館そのものを控えるよう、あらかじめ周知する
 - ・来館時に健康状態の確認や検温を行う際には、対応する従事者への感染防止と検温器具の消毒等に、十分留意する
 - 氏名および緊急連絡先を把握し、来館者名簿を作成する
 - ・名簿の作成には、感染者が発生した場合の情報として、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報適切に取り扱う
 - ・把握した個人情報の開示の方法や保存期限などの取り扱いについて開示し、利用者のプライバシー保護に関する最大限の配慮を行う
施設管理者に提出された名簿の保存期限は施設等利用日から1か月とする
 - 感染した者（感染疑いのある者含む）が利用した事実が判明した場合には、施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行う
 - ・行政機関と連携の上、個人情報に十分留意し、当該感染者の利用日時等をすみやかに公表するように努める
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す
 - ・消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該箇所に最適なものを用いる
 - パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない
 - 可能であれば、導入が検討されている非接触アプリ等を活用して、来館者の感染状況等の把握を行う
- ③ 職員等の安全確保のために実施すること
- 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、発熱等の症状など体調不良の場合は、出勤せず他者への感染拡大防止に努めること
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
 - 衣服や身に付けているものを、こまめに洗濯・消毒する
 - 出勤体制等については、できる限り施設の管理・運営に必要な最小限の人数とするなど、業務のローテーションを調整する
 - 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聴き取りに協力し、必要な情報を提供する

- ④ (イベント・講座等)の開催に当たって特に留意すべきこと
 - 直接手で触れることができる展示物は展示しない
 - 部屋ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる
 - 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する
 - ▶速やかに別室への隔離を行う
 - ▶対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じたうえで対応する
 - ▶感染者が発生した部屋の換気を行う
 - ▶イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける
 - ▶感染者と接触した職員等および来館者の氏名、緊急連絡先を把握し、名簿を作成する
 - ▶症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する

- ⑤ 施設管理
 - 館内
 - ▶清掃、消毒、換気を徹底的に実施する
 - ▶他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。
高頻度接触部位
 - ・テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど
 - ▶受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と利用者との間を遮断し、飛沫感染を予防する
 - ▶飲食物を提供する場合、最低1m(できるだけ2mを目安)の間隔を開けて座席を配置する
それが困難な場合でも対面の飲食とならないよう席の位置を工夫する
 - ▶鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛る
 - ▶清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する
 - ▶清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う

 - ロビー、休憩スペース
 - ▶対面での飲食や会話を回避する
 - ▶間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う
 - ▶常時換気を行う
 - ▶テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う
 - ▶職員等が使用する場合、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う

- 調理室
 - ▶混雑時の入場制限を実施する
 - ▶換気を徹底する
 - ▶調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する
 - ▶調理室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用および手指消毒を徹底する

- トイレ
 - ▶不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う
 - ▶トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する
 - ▶ハンドドライヤー等は使用しない
 - ▶（トイレの混雑が予想される場合）最低1 m（できるだけ2 mを目安）の間隔を開けた整列を促す
 - ▶清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う

- 飲食店や物販等（事業者等と連携し、以下の措置を講ずること）
 - ▶対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する
 - ▶飲食物を提供する場合、最低1 m（できるだけ2 mを目安）原則2 m以上の間隔を空けて座席を配置する。それが困難な場合でも対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する
 - ▶混雑時の入場制限を実施する
 - ▶施設内の換気を徹底する
 - ▶食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する
 - ▶飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する
 - ▶ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する
 - ▶物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない
 - ▶その他、それぞれの業界のガイドラインを遵守すること

- ⑥ 広報・周知
 - 職員等および来館者に対して、以下について周知する
 - ▶社会的距離の確保の徹底
 - ▶咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - ▶健康管理の徹底
 - ▶差別防止の徹底
 - ▶感染防止

(施設名)

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（利用者向け）

I 施設の使用に関して

I. 施設の利用人数や時間の制限、緊急連絡先の確保

- ▶ 感染予防のため、部屋等の利用人数を制限しています。通常利用の半分以下
- ▶ 利用後の消毒のため、利用時間短縮等のご協力をお願いします。
- ▶ 感染者が発生した場合、利用者への周知や保健所による聴き取り等が必要となる事から、利用者の緊急連絡先の届出をお願いします。
(個人情報保護に関する最大限の配慮を行います)

II. 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ▶ 人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2 mを目安）を確保すること
四方を空けた座席配置とすること
- ▶ 混雑時など対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ▶ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）
- ▶ マスクの着用
- ▶ 施設の換気（常時2つの窓を同時に開けるもしくは定期的30分～60分に1回）
- ▶ 手洗い・手指の消毒の徹底
- ▶ 発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の人は利用を控える

III. 施設の使用について

1) 休憩スペース

- ▶ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする

2) トイレ

- ▶ トイレの蓋を閉めて汚物を流してください
- ▶ ハンドドライヤーは使用できません
- ▶ 手洗い・手指の消毒の徹底

3) ごみ

- ▶ 感染予防のため、ゴミ箱を撤去しています。ゴミは持ち帰りにご協力ください

施設利用の形態により追加となる項目

- 図書館、資料館、展示室
 - ▶ 重ならない動線を確保するとともに他の来館者との間隔を十分に確保（2 m）する
 - ▶ 滞在時間をできるだけ短くなるように工夫する（入れ替え制など）
 - ▶ 集合場所や順番待ちにおいても人と人との間隔を確保（2 m）する
 - ▶ 利用者等同士の大声での会話は控えるようにする

- 貸館施設（ホール、会議室、学習室など）
 - ▶ 重ならない動線を確保するとともに他の来館者との間隔を十分に確保（2 m）する
 - ▶ 滞在時間をできるだけ短くなるように工夫する（入れ替え制など）
 - ▶ 集合場所や順番待ちにおいても人と人との間隔を確保（2 m）する
 - ▶ 利用者等同士の大声での会話は控えるようにする
 - ▶ 演者、司会者等の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなど演者等と座席の間隔（2 m以上）を確保する
 - ▶ 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話などの活動（管楽器の演奏、合唱、吟詠または、身体的接触を伴う社交ダンスなど）は、当面の間は控える

- 屋外施設（公園・遊具など）
 - ▶ 遊具の利用は人との間隔をとり、利用後は手洗い・手指の消毒を行う
 - ▶ ジョギングは、小人数で行い、前後の対人距離（約10 m）を確保する

- 屋外施設（グラウンド、テニスコート、ゲートボールなど）
 - ▶ 参加者全員の連絡先の把握に努め、万が一感染が発生した場合には、連絡がとれるように情報提供する
 - ▶ 参加者全員の体調を把握し、発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の人は参加させない
 - ▶ 試合待ちの選手や応援などで密な状況をつくらぬよう対人距離（2 m）を確保する
 - ▶ 応援の際に、大声を出さない
 - ▶ 選手などに対し、飲み水などの容器の共有や素手での握手・ハイタッチなどは禁止

本ガイドラインは、長岡京市公共施設の利用に関し、基本的事項等についてまとめられたものであり、施設の所管部局は、施設の再開にあたりガイドラインを作成することとする。

令和2年5月22日作成

【改定履歴】

令和2年6月9日

施設利用者から名簿の提出があった場合の保存期限について追記

施設管理者に提出された名簿の保存期限は施設等利用日から1か月とする